

ご利用明細票

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-05-15	00812	カート通信振替
記号	番号	
*****	*****8191	
取扱番号	お取引金額	
N144	*8,976	
	残高	
	*	
振替先 00120-8 409643 (〇一九 409643) 受取人名: カ) シミチロウサービス		
料金 *100円 依頼人名: シミチロウフォーラム 517		
税公金支払い (QRコード) ご利用 キャンペーン実施中 (6月末まで)		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

お取扱日	店番	取扱番号
07-06-27	00812	A93240010
取扱店	ヒカシクルメ	
払込口座	00120-6	133552
払込金額	*12,000	料金 *0
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額 *20,000 おつり *8,000		
税公金支払い (QRコード) ご利用 キャンペーン実施中 (6月末まで)		

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

領収証

¥10.000

但 2025 年度機関紙および各種資料代として

2025 年 5 月 9 日

八王子市松木 69-7-103

全国フェミニスト議員連盟 会計 前田佳子



領収証

市民自治フォーラム 様

No. _____

★

但

400 -
母子代金
2025 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました収入
印紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

OP-CEDAW 37 シェン



3

研
修
費

領収証

市民自治フォーラム 様

¥ 3 0 0 0

但 女性議員パワーアップ集中講座参加費として

2025年 5月 19日

東京都小平市小川町 1-869-1-103

全国フェミニスト議員連盟 会計 日向美砂子



7

領 収 書

No.

発行日

2025年12月2日

市民自治フォーラム 間宮美季 様

下記、正に領収いたしました。

金額： ¥ 1 0 , 0 0 0 -

但 連合東京・地域政策を実現する会「研究会」会費として

内
消費税等

連合東京・地域政策を実現する会

〒108-0023

東京都港区芝浦3-2-22 田町交通ビル2F

Tel : 03-5444-0510 Fax : 03-5444-0303



領 収 証

市民自治フォーラム様

No. _____

★ 12,000.-

2026 意見広告代金12
但

2025 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

女性会議東京都本部

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-2
東武ビル5F

TEL 03(3812)3865

FAX 03(3816)1824

コクヨ ウケ-77

8 調査研究費

9 返金

東京都東久留米市

戻入

納入通知書兼領収証書



納入者

〒203-0053 東京都東久留米市本町3-12-2
ユアコート東久留米602
市民自治フォーラム 代表 間宮 美季

様

年度

令和7年度

会計

01 一般会計

現年度

款 01

項 01

目 01

事業 050100

節 18

細節 03

細々節 01

科目名称

市議会議員政務活動費

金額

91,812 円

内容 令和7年度政務活動費返還金

担当課

010100 議会事務局

納入期限 令和8年2月27日

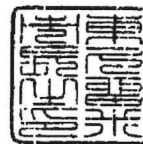
納入場所 東久留米市指定金融機関
東久留米市公金収納取扱店

(ゆうちょ銀行及び郵便局については関東各都県及び山梨県に
所在する店舗で、納入期限内のものに限る)

上記のとおり納付して下さい。

令和8年2月10日

東久留米市長



取りまとめ店

口座

00140-1-960085

〒330-9794

番号

(株)ゆうちょ銀行

加入

東京貯金事務センター

者名

東久留米市会計管理者

領収日付印



上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

市民自治フォーラム様

領収証

2025年12月20日

金21,340円

ただし、乗車券類(12月19日えきねっと発行)代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

印紙税 甲 告 谷 納
付 に つ き 承 認 済
税 務 署

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

池袋811 No.000012



11
10 資料作成費

10

8 広報費

東京都東久留米市

納入通知書兼領収証書



納入者	〒203-0053 東久留米市本町3-12-2 ユ アコート東久留米602			
	東久留米市議会 市民自治フォーラム 間 宮 美季 様			
	年度	令和 7 年度		
会計	01 一般会計			現年度
款 20	項 05	目 04 事業	節 05	細節 01 細々節 31
科目名称	コピー機使用料			
金額	493 円			
内容	コピー機使用料			
担当課	010100 議会事務局			
納入期限	令和 8年 3月 31日			
納入場所	東久留米市指定金融機関 東久留米市公金収納取扱店 (ゆうちょ銀行及び郵便局については関東各都県及び山梨県に 所在する店舗で、納入期限内のものに限る)			
上記のとおり納付して下さい。 令和 年 月 日 東久留米市長				
取りまとめ店 〒330-9794 (株)ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	口座 番号 加入 者名	00140-1-960085 東久留米市会計管理者		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)



内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

但し、リース料代金として
上記の金額正に領収いたしました

金額
¥128,700

領収証

市民自治フォーラム 様

No. 令和 8年 3月 18日

株式会社
〒135-0001 東京都江東区毛利2-11-7
TEL (03) 3634-7188(代) FAX (03) 3632-3426



議員派遣命令書

令和8年1月 9日

東久留米市議会議員 間宮 美季 殿

東久留米市議会
議長 沢田 孝康



宮城県仙台市及び富谷市への視察のための派遣

- 1 派遣議員: 計1名
間宮 美季 議員
- 2 日 時: 令和8年1月19日(月) 午後1時30分から午後3時30分(仙台市)
令和8年1月20日(火) 午前10時から午前11時30分(富谷市)
- 3 場 所: 仙台市役所(仙台市視察)
富谷市役所(富谷市視察)
- 4 内 容: 仙台市街路樹マネジメント方針について(仙台市)
「富谷市子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」について(富谷市)

市民自治フォーラム視察工程表

1 月 19 日 (月) 午後 1:30~3:30

☆仙台市 建設局 百年の杜推進部 公園管理課

(仙台市青葉区国分町 3-7-1 Tel 022-214-6169)

・仙台市街路樹マネジメント方針について

新幹線

9:59 はやぶさ 11 号 大宮駅発→ 11:06 仙台駅着

地下鉄南北線 勾当台公園駅 1:30 仙台市役所 議会事務局調査課 調査係 川村様

宿泊 ホテルモンテレ仙台

仙台市青葉区 4 丁目 1 番 8 号

TEL.022-265-7110

1 月 20 日 (金) 午前 10:00~11:30

☆富谷市 子ども家庭支援センター

(会場は富谷市役所 富谷市富谷松田 30 Tel 022-358-3111)

・「富谷市子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」について

新幹線

15:31 はやぶさ 24 号 仙台駅発→16:39 大宮駅着

第1日目 仙台市視察(1月19日 仙台市役所にて)

「仙台市街路樹マネジメント方針」について

中野区公明党議員団・れいわ新選組東久留米との合同視察

ご説明:仙台市 建設局 百年の杜推進部 公園管理課 企画調整係長 佐藤香代子さま

仙台市の概要

人口は2026年1月1日現在1,063,198人。歴史は古く、1600年伊達政宗が千代を仙台と改め居城。1871年の廃藩置県により仙台県となり、1889年に仙台市が市制施行された。1941年に中田村、六郷村、七郷村、岩切村、高砂村を編入。1988年には和泉市、秋保町を編入し、翌1989年、市政100周年のときに政令指定都市としてのスタートを切って現在に至っている。

また1978年には宮城県沖地震(M7.4)が発生し、震度5を記録し、死者が13名。更に2011年東日本大震災では(M9.0)宮城野区で震度6強、死者979名、全壊建物30,034棟と大きな震災に近年2度見舞われており、復興・防災に現在も力を注いでいる。

「杜の都」の街路樹

江戸時代、仙台藩祖・伊達政宗公が家臣たちに、屋敷内には飢餓に備えて栗や柿など実のなる木や竹を、また隣との境に杉を植えるよう薦めた。こうしてできた屋敷林と寺社林、広瀬川から取水していた四ッ谷用水の河畔、青葉山の緑が一体となって、仙台市は、まち全体が緑に包まれた。

街路樹は1891年(明治24年)頃に、南町通りにサクラとヤナギが植栽されたのが始まりと言われている。

その後1950年(昭和5年)頃、市電開通に合わせて南町通りに歩道をつくり、イチヨウが植栽され、街路樹事業が本格的に行なわれるようになった。

仙台空襲による「杜の都」の消失と復興、そして緑の創出

1945年7月10日 仙台空襲により緑の多くが燃焼し消失。従前のような屋敷林の創出は困難となったため、戦災復興土地区画整理事業で、公共施設(街路樹、公園)にみどりを求めた。

1973年3月 急激な都市化の中、市街地の緑地や樹木の保全と積極的な創出を行なうため「杜の都の環境を作る条例」を制定。更に2006年に本条例を改正し、緑の保全と創出を充実させるとともに、緑の活動団体の認定や支援、教育活動や表彰など緑の普及について、新たに位置づけた。

2021年3月「仙台市街路樹マネジメント方針」の作成

みどりの基本計画から街路樹に関する項目を抜粋し、補足や加筆を行なった。

多くの街路樹は植栽後数十年が経過し、維持管理費の増大や大径木化した樹木の根上がり、樹勢不良に伴う倒木、枝の張りだし、歩道有効幅員の確保等の課題が顕在化し、適正な維持管理を行なうことが求められるようになった。

→ 施設マネジメントと資産活用の観点から街路樹の持続可能な運営管理を進めるために、そのあり方に関して、基本的な方向性を「仙台市街路樹マネジメント方針」に示した。

★街路樹マネジメントを推進するための考え方

〈考え方1〉都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信する。

〈考え方2〉適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入、落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり、基準不適合箇所の解消を図る安全対策を進めるとともに、これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により、財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行う。

また、適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために、都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた街路樹整備（再整備）を推進する。

〈取組み事例〉

○「仙台市街路樹マニュアル」による維持管理

・・・街路樹に関する計画～施工～維持管理・更新までの手引き

○「街路樹健全度調査」の実施

・・・街路樹による倒木等の事故を未然に防ぐための健全度調査

○仙台市街路樹更新計画による適正化

・・・街路樹の維持管理上で特に課題を抱える路線の計画的な更新

○根上がり対策（道路事業）

〈考え方3〉街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させる。

る。

★街路樹に関する取組み

（1）「仙台市街路樹マニュアル」による維持管理

◇街路樹の望ましい姿の確認

同一樹種が同じ形・同じ大きさで等間隔に連続的に植栽され、統一美を発揮することが並木として重要。

→樹高と下枝高を統一するよう維持管理していく。

◇空間適正の評価（歩道幅員に適合した街路樹管理）

幅員が広い歩道、電線が無いなど、街路樹を大きく育てることが可能な道路においては、植樹柵の拡大、土壌改良、施肥など適切な維持管理により、既存街路樹のボリュームアップを図る。（中心部や都市計画道路などが該当）

◇今後の取組み予定 →路線ごとに管理目標を設定

・中心部だけでなく郊外部も詳細を決めることで、担当が変わっても維持できるようにする。

（2）「街路樹健全度調査」の実施

2009年8月24日にケヤキが倒伏（根元に植栽があったため、根元が腐っていたのが見えなかった）

→ 2010年3月～ 不健全な樹木の早期発見と適切な処置により、街路樹による事故を未然に防ぐとともに、樹木の健全な育成と道路空間の安全確保を図るため、街路樹健全度調査マニュアルを定め、実施。

（3）2024年2月「仙台市街路樹更計画」作成

限られた財源の中で適正な街路樹管理を行なっていくため、道路の安全性の確保や良好な都市の計画づくりにおいて課題のある路線について、街路樹（高木）更新に関する実施計画を定めた

→ これまで樹木を伐採しない維持管理を転換。質の向上を図るために、量の適正化。

更新事業を実施して適性化を図ることで、今後50年間の維持管理費を累計で約58億削減できることが推計される。

（4）公園樹・街路樹剪定技能講習会

1975年頃より宮城県造園建設業協会と協同で、街路樹や公園樹等公共施設の樹木の剪定技術の向上と継承を目的とした講習会を年2回（夏期・冬期）開催。

→ 毎回50名の造園会社の担当職員が参加。仙台市のベテラン職員が学科・実技の講師を務め、若手造園職員や造園職以外の職種（土木職等）の職員は受講者として参加するなど、受発注者ともに技術の向上と継承に努めている。

※公園課に剪定の専門家約30名が所属しているとこのこと。（5区に6箇所の公園課あり）

★街路樹の剪定技術や維持管理の考え方を受発注者間で共通認識を持つことができる

→ 適正な維持管理のもと、仙台市が誇る美しい街路空間が生み出されていく。

（5）緑化重点地区内における街路樹充実事業

・仙台都心部緑化重点地区

都市緑地法・・・4地区

地区内の街路樹を、地区内及び周囲の公園緑などのみどりの拠点をつなぐ軸と捉え、みどりのネットワークを形成し、適切な管理・整備による緑化重点地区内の街路樹の充実を図る。

・定禅寺通再整備事業

ケヤキは現位置での保存→ ケヤキの育成環境に配慮・・・車線削減を行い、歩道を拡幅
既存街路樹への配慮 → 既存植樹枡の掘削が生じない構造とする
浸透枡を設置する
園路には透水性を有する木質系舗装を採用

【所感】

市の規模が我が市とは比較になら無いほど大きいこともありますが、「百年の杜推進部」があるなど、街路樹の歴史を重視し、まちづくりの根幹に据えている姿勢に先ずは感嘆いたしました。

「仙台市街路樹マネジメント方針」は、街路樹の都市資源としての積極的な活用や適正な維持管理の推進、管理体制の充実について、「みどりの基本計画」から独立させて策定されており、それだけ仙台市が街路樹を重要視されている現れであると感じました。

「水とみどりのまち」を標榜している我が市においても、「みどり」の多くを屋敷林や街路樹が占めており、これらを都市資源として活かす仙台市の取組みに学ぶところが多いと実感いたしました。

また仙台市では、例えば美しいケヤキ並木の定禅寺通について、地域の方々が中心となって、「通禅寺通エリアまちづくりビジョン 2030」を 2022 年に策定し、公民連携による活性化の促進及び地域課題解決に向けた支援を行なうとともに、「定禅寺再整備方針」を 2023 年に策定し、再整備の推進を図っているそうです。今回担当部署が違ったため、こちらの詳細を伺うことはできませんでしたが、公民連携による活性化等は、我が市としても参考にしたいところであり、いずれ改めてお話を伺いたいと思っております。



第2日目 富谷市視察(1月20日 富谷市役所にて)

「富谷市子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」について

樋口典子仙台市議会議員との合同視察

ご説明:富谷市 子育て支援センター所長 高橋弘美様、副センター長 長崎真知子様

富谷市の概要

人口は2024年度52,411人。江戸時代には奥州街道の宿場町として栄え、1889年(明治22年)4月1日に富谷村ほか11か村を合併して新しい富谷村が誕生。その後1963年(昭和38年)4月1日に「富谷町」として町制施行。当時の人口は5,091人だったが、その後の大規模団地の開発に伴い人口は増加し、2012年には5万人を超えた。その後2016年10月10日に富谷市として市制施行。人口5万人用件の市制施行は県内初であった。市制施行にあたり「富谷市総合計画」を策定。基本構想において、まちづくり将来像・基本理念を「住みたくなるまち日本一」を掲げ、町制施行時(1963年)から市制施行時まで人口が増え続けており、今後も富谷町発足から100年間、人口が増え続けるようなまちづくりに取り組んでいる。

2017年1月、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり作業部会」に参加し、「子どもにやさしいまちとは、どういうものか？」を探索。

参加当初は、子育てを担当する子育て支援課だけで考えていたが、「子どもにやさしいまち」は担当課だけではなく、市役所全体で取り組む必要があると結論

→ 2018年5月「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」を設置

その後「富谷市子どもにやさしいまち」について議論を継続

→ 2018年11月子どもの権利条約に基づき、5つの柱からなる「富谷市こどもにやさしいまちづくり宣言」

- 1.子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
- 2.子どもが安心安全に暮らすことができるまち
- 3.こどもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
- 4.子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
- 5.子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

…ユニセフの10項目宣言に沿ったものに市独自の5番を追加した

※妊婦さん全員に宣言カードを配布し、子どもの権利及び「富谷市子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の取組みの周知啓発を図っている。

<2025年度の取組み>

★職員意識醸成の取組み(CFCI職員研修会)

2025年1月29日

対象：市職員、市立小中学校教員、市内児童クラブ職員 参加60名

研修内容：①子どもにやさしいまちづくり事業について

②子どもにやさしいまちづくり事業推進の視点について

③子どもが育つためのコミュニティの役割について 他

…担当課や子どもと関わる人だけの取組みではなく、全ての課の職員が子どもにやさしいまちづくりに取組む意識を持てるよう、全庁的な職員の意識の醸成を狙いとした。

2025 年 3 月 15 日 富谷市子どもにやさしいまちづくりフォーラムの開催(予定)

対象：一般市民

こどもたちが生涯にわたり幸せに暮らせるまちの実現を目指し、子ども家庭庁により「はじめの100カ月の育ちビジョン」に関するモデル事業に採択された「CFCI の取組を市民や地域社会のみなさんとともに、さらに推進していくことを目的とした。

CFCI 成果

「子どもの権利条約」(4つの原則)

- ・命を守られ成長できること
- ・子どもにとって最も良いこと
- ・意見表明し参加できること
- ・差別のないこと

★「子どもの権利条約(4つの原則)の内の、「意見を表明し参加できること」の実践

①小・中学生によるまちづくりへの提案

②子ども達の意見が形に

③子どもたち自身が権利を知り活動していること

○小・中学生によるまちづくりへの提案

◇「とみやわくわく子どもミーティング」…2019年より「子どもにやさしいまちづくり」について小学生の皆さんと市長が意見交換を実施している。

☆子どもたちがテーマに沿ってグループワーク → まとめた意見を直接市長に

☆大人がファシリテートすると、子どもの意見が大人目線で切り取られてしまうこともあるため高校生がファシリテーターをしている。

☆報告書を作成してミーティングの様子や出された意見等をHPで公表

☆ミーティングから出た意見の内、可能なものは市政に反映

世界子どもの日である11月20日に毎年開催

2024年第6回目を開催

テーマ：こどもにやさしいまちづくりについて～私たちが考える富谷の未来～

こどもが安心安全に暮らすには

2025 年度は、仮称条例化を目指して 11 月 20 日に市内小学校の 5・6 年生より各 2 名（16 名）で「とみやわくわく子どもミーティング」を開催するとともに、市民・有識者による「とみやわくわくミーティング」を 3 回開催

◇都市計画マスタープラン策定における小学生との意見交換

目的：小学生が調べ・考え・まとめた「今後の自分たちのまちづくり」に関する研究発表を聞き、対話することを通して、子どもならではの意見を都市計画マスタープランに取り入れるとともに、将来を担う世代のまちづくりに関する意識醸成を目的として意見交換

参加者：東向陽台小学校 6 年生 107 名、校長、担任

教育長、建設部長、教育総務課長、事務局

☆提案にあった若者が集まる自然と調和する町→「ツリーハウスの設置」がその後、大亀山公園に実際に設置された

◇「富谷市の総合計画」への小・中学生の意見を戴く取組みの実践

富谷市：子どもの視点を重視 = ユニセフ：95 cm の目線からの考えるまち

・企画会議」への中学生のオブザーバーとして参加

・市内商業施設と連携イベント 市内小学 6 年生が魅力的なまちになるための未来提案

◇生徒会サミットの開催

市内 5 つの中学校の生徒会役員が集まり、テーマに沿って話し合いや意見を出し合う

2024 年度テーマ「子どもにやさしいまちづくり（地域課題の解決）」

防犯対策や交通安全など様々な課題に対して市役所職員とワークショップ（WS）を行ない、職員からの助言を参考に中学生ができる具体的な行動計画（アクションプラン）を考えた。

☆自分たちでできること（参画）&市に提案したいこと（提案）の整理

☆WS での各課からの助言を踏まえたブラッシュアップ

◇アクションプランからの実践事例

日吉台中学校 富ヶ丘地区街灯設置希望箇所調査

・照度計を使用して、中学生と都市整備課職員協働の現場確認

・設置を希望する理由・根拠を明確にし、優先順位を付ける

→ 街路灯が設置された

○子どもたち自身が権利を知り活動

・市内中学校全クラス、小学校高学年全クラスで子どもの権利条約に基づいた「学級憲章」をつくりクラス内で実践

☆2023 年度生徒会サミットで提案があり、2024 年度からスタート

・富谷ユネスコ協会ジュニア部・青年部の活動

○全庁挙げて CFCI × こども自身が学ぶ子どもの権利・・・両輪での取組

CFCI 成果

★「子どもの権利条約（4つの原則）の内の、「子どもにとって最も良いこと」を实践

◇2019年 「子どものためのスポーツ宣言」

◇2017年～「はばたけ富谷の新星（ルーキー）」・・・中学生海外研修派遣事業（台湾へ）
→ 国際感覚豊かな人材の養成

◇2022年4月～多様な学びの場 富谷中学校 西成田教室開設
→ 東北発となる不登校特例校（文科省指定校）

子育て支援事業

★「はじめの100カ月の育ちビジョン 啓発事業」

→ こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体・心・社会面での幸せ）の向上を目的に、こども家庭庁が実施する「幼児期（誕生前10ヶ月～7歳まで）までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100カ月の育ちビジョン）の推進

○「100か月×100歳 手仕事繋ぐ世代の交流」

100か月のお子さんとその保護者の方や妊婦さんを対象に、シルバー人材センターが運営している「ギャラリーなごみ」で活躍する元気な100歳を目指す高齢者や、大学生（東北福祉大学）との楽しい交流会

「100か月×100歳のリメイク工房（ワークショップ）」では、思い出の詰まった着られなくなった子供服や、お母さんやおばあちゃんから受け継いだ着物や衣服など、箆笥やクローゼットにしまいこんでいる『布』について、「ギャラリーなごみ」の匠たちと想いを共有の上、リメイクしてもらい、匠の技で蘇ったリメイク作品は「100か月×100歳 TOMIYA COLLECTION（トミコレ発表会）」でお披露目

CFCI 地域とともに

→ 地域住民・NPO 法人・民間事業者との連携

◇とみやちはちみつプロジェクトと環境学習

市内小学生を対象に巣箱の見学会や出前講座

→ 環境学習・食育

◇地域との防災活動

成田中学校が取組んでいる地域との防災活動 → 中学生が地域の一員として地域を知り災害時に支援の担い手にもなれるよう福祉施設の訪問や町内会活動への参加、避難所開設の準備や避難者受付、炊き出し等の防災活動を地域の方々とともに体験

◇富谷ユネスコ協会の取組み・・・保護者を誰一人取り残さない社会

○語り合いの会・・・登校に何らかの問題を抱えている保護者を対象

→ 保護者同士で語り合う場 毎月開催

○特別支援学級のための語り合い 年 7 回開催

◇こどもの居場所

○とみやプレーパーク(NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN)

○こども食堂(NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN)

子どもにやさしいまちづくり事業の成果と課題

<成果>

全庁を挙げて取組んできたことにより、子どもに直接関与しない部署においても、子どもの意見を聴き施策に反映する様子が随所に見られている。

調べもの学習において、庁舎に課題を手に関き込みにくる子どもの姿が当たり前になっており、職員 1 人 1 人が丁寧に対応している姿が日常にみられ市役所全体が子どもに近い存在になっている。

<課題>

CFCI を知らない市民が多い・・・保護者の半数近くが「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を知らない。

未来を担うこども達のウェルビーイング向上のために、地域も企業も全ての人が、CFCI を知り取組む必要がある。

→ 子ども達そして市民の意見を聴きながら条例制定に向け取組んでいる

【所感】

「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり作業部会」に参加したきっかけは、当時は施策をすすめるための根拠となる法律がなかったため、根拠を求めたことがきっかけだったとのことでした。現在であれば「こども基本法」があるので、参加しなくても進めることができるのではないかとのことでした。実際、我が市でも公園造りや長期総合計画・後期計画などへの子どもの意見の反映や生徒会サミットなどに取組んでいます。しかし、まだまだ全庁的にみるとほんの一部に過ぎないと思われます。富谷市の「子どもにやさしいまちづくり事業」の取組みに学び、「子どもの権利条約」の理念を東久留米市のまちづくりにも反映していきたいと思っています。



宮城県富谷市の「富谷市子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に関する質問事項

1. 2017 年 1 月に「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり作業部会」に参加されるきっかけはどのようなものだったのでしょうか。
2. まち全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めていきたいという思いで「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行なったと伺いました。宣言を行なったことで、市民のみな様や職員の方々の意識にどのような変化がありましたでしょうか。
3. 宣言の中に、「子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち」という柱がありますが、このために具体的施策を講じているようでしたら、ご教授ください。
4. 同じく「子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち」を具現化するために、どのようなことを実施なさっているのでしょうか。
5. 「子どもにやさしいまちづくり」に取り組まれて、まちがどのように変わってきたとお感じでしょうか。



今こそ声を上げていこう

先に行なわれた衆議院選挙は、自民党の歴史的圧勝となりました。高市首相が唱える「責任ある積極財政」により、景気回復への期待を報じるマスコミも少なくありません。しかしこのニュースを書いている時点では、財源確保のために国債の発行が膨らみ、国の財政状況のさらなる悪化が懸念され、円安が進む可能性も示唆されています。また「国論を二分する政策」については、首相による選挙中の言及は少なく、その全容はあまり伝わっていません。恐らく「憲法改正」を見据えているものではと危惧しています。野党の力が弱まった

今こそ、私たち国民が「戦争への道を拓いてはいけない」と、声を上げ続けることが重要になったと思っています。

さて、東久留米市では2月26日から2026年度第1回定例会が開催されますが、衆議院選挙の影響で国家予算が成立していないため、例えば国費を前提に組んでいる事業等については、本当に財源が確保できるのか確信がないまま、予算案を議会で審査せざるを得ません。本当に異例なことであり、高市首相には責任を感じていただきたいと思います。なお本定例会は富田市長二期目のスタートとなります。市役所を始めとする公共施設の改修や、公約に掲げている「道の駅の設置」など、市長がどのように進めていこうとしているのか、具体的な方針が示されるものと思います。建設的な議論をしっかりとしていきたいと思っています。皆さまの声を間宮みきにどうぞお聴かせください。

「ギフトカード」の配布が行なわれます

物価高騰対応 市民の暮らし支援事業として、国の交付金を活用して、対象世帯にバニラ Visa ギフトカードが郵送されます。

対象世帯

2026年1月16日時点で市の住民基本台帳に登録のある世帯

配布内容

5千円に世帯人数を掛けた金額をチャージしたギフトカードを世帯主宛に1枚配布

配布時期

2026年4月ごろ

※配布対象世帯には、2月中旬に葉書を発送。葉書の届いた世帯は、原則手続き不要

▼間宮の主張

宛名を世帯主のみではなく、世帯構成員全員の名前を印刷すべき。

【理由】世帯主は家父長制の名残である。法的にも封書は、宛名以外の者が開封することは許されず、市の支援を受ける権利を世帯主のみが有しているかのような印象を与えてしまう。家族の事情によっては必要な方に支援が届かないことも容易に想像できる。行政として配慮すべきである。

▼市の審判

配偶者からのDV等で避難している方はコールセンターに相談してください。また避難していないものの特別な事情等があつて別に送付を希望する場合等も、世帯主への送付が原則だが、コールセンターに相談してみたい。

（コールセンター：042-521-5620）

※先の選挙の入場券は全ての対象者名が印刷されていました。やろうと思えば出来るはずです。

間宮みきの第4回定例会の一般質問などから

指定管理料は、市の想定と大きく乖離

市は、2026年度から5年間の指定管理料について債務負担限度額として16億2126万円を計上していましたが、選定された事業者から示された額は、12億7683万6千円でした。何故、これだけ大きな乖離が出たのか、きちんと検証すべきと指摘しました。

間宮：先の議会で次期の指定管理料については、昨今の物価上昇を考えれば、同等のサービスに対して毎年度の経費を同額あるいは減額して提供し続けることは非現実的であると認識しているとの答弁があった。しかし実際には、約3億4400万円（質問時は市から示された数字に誤りがあったため約4億3197万円）安い数字が提示された。市の見積もりが甘かったのではないか。

図書館長：3者より見積もりの提出を受け、またこれまでの指定管理料の実績を踏まえて決定している。大きな乖離があるとの指摘だが、事業者選定の経過における結果であると受け止めている。

間宮：これまで指定管理者とは、債務負担限度額満額で協定をしてきている。特に間接経費のあり方については、市に検証するよう求めた経緯もある。やはり債務負担限度額の算出が甘かったと指摘する。

※次期事業者の提示額が債務負担限度額よりかなり安い場合、人件費を安く見積もっているのではとの心配の声を頂きましたが、実際には表1からも分かるように、間接経費の差が大きく影響しています。

現指定管理者（TRC・野村不動産パートナーズグループ）と

次期指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス（株））の単年度の人件費および間接経費（表1）

（単位：円）

	人件費	間接経費	それ以外支出	支出合計
TRC2024年度決算	155,214,947	41,710,906	53,516,997	250,442,850
シダックス1年目（計画）	164,270,000	24,529,000	54,983,000	243,782,000

▶上記のTRCの人件費は、決算書の人件費から、施設巡回点検設備員の経費と人事に関わる間接経費を除くものを掲載しました。

▶上記のTRCの間接経費は、決算書の人事に関わる間接経費と会社管理費を合算して掲載しました。

シダックス大新東ヒューマンサービス（株）が提出した収支計画に掲載された指定管理料（抜粋）（単位：千円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
正式な指定管理料	243,672	250,800	255,816	260,304	266,244	1,276,836
HPに公開された誤った指定管理料	227,246	233,616	238,229	242,367	247,832	1,189,290

誤った収支計画を掲載したまま、議案の審査をするのはおかしい

選定委員の指摘を受け、指定管理候補者は収支計画を差し替えましたが、実際には当初のものが正しかったとのことでした。しかし市は気づかずにホームページに誤った収支計画を公表し、議案審査までにその修正が間に合いませんでした。重大なミスであり、審査出来る状態ではないと指摘し、議案にも反対しました。

間宮：選定委員からの「課税対象でない人件費にこれに乗じられているように見える。消費税納税額を加味した上でこのような表わし方になっているのか、どのように整理をされたのか伺いたい」という質問を受け、事業者が収支計画書の差し替えを行なったが、実際には差し替える必要はなかったとのことである。どこに責任があったのか、もっと丁寧に説明すべきではないか。

教育部長：この顛末に至ったのは、事務局を務める図書館に責任があったと受け止めている。その質問をされた委員は、「誤っている」と指摘する意味で質問をしたわけではなく、書かれ方に疑問を感じたので、どういう整理をしたのかを問われたと。しかし事業者は、正すよう指摘をされていると受け取った。本来であれば事務局である図書館が、委員の意図を事業者に伝え、整理をすべきであったが出来なかった。さらに事業者が人件費分の消費税を減じたものを提出したときにもそのまま受理してしまった。このような状況を招いてしまったこと、議会をはじめ、既にホームページをご覧になった市民の方、当該事業者に対し、先ほど来、お詫びを申しあげている。

なお選定委員会には、事業者からは本来あるべき形で示されていたので、今ホームページに公表されている数字より高い金額で審議をされている。(2026年2月現在は正しい収支計画が公表されています)

間宮：収支計画のページ以外に、事業計画書の中に誤った数字が使われている箇所があるが。

教育部長：事務局である図書館が、消費税の顛末における影響について、事業計画書全体の確認を十分に行なわず、結果、併せて訂正すべきところを漏らしてしまった。重ね重ね煩雑な事態を招いてしまいお詫びを申しあげなければならないと思っている。

間宮：単にホームページを修正すれば済むレベルのものではないと指摘する。5カ年で8,754万6,000円もの差が生じる。重大なことであるのにあまりにも軽く見ているのではないか。

教育部長：決して軽くみてはいない。大変重く受け止めている。先日、選定委員の皆さまにご説明をし、ご了承をいただいた。教育委員会にも同様の対応を行った。そして選定結果には特段の支障はないという選定委員会のご判断がある。

市民自治市民自治フォーラムは、今回の市の一連の不備を指摘し、議案第70号「東久留米市立図書館指定管理者の指定について」に反対しました。

4月から生活文化課は廃止

新年度から生活文化課を廃止し、所掌していた市民協働・広聴は企画経営室、男女共同参画・多文化共生を含む人権施策は総務部にそれぞれ集約する組織改正が公表されました。どのような効果を見込んでいるのか質しました。また外国につながる住民が増えています、具体的な相談窓口は今回も示されませんでした。その必要性を訴えました。

間宮：今回の組織改正の効果をどのように見込んでいるのか。

企画経営室長：行政課題・市民ニーズが多様化し、生活文化課の業務範囲は広範で多岐にわたる分野となり、当初期待された推進役ではなく施策の進捗を取りまとめる事務局となっている。今回の組織改正より、長期総合計画の「基本構想の実現のために」に

おける横断的施策を組織として取組んでいく推進役として、企画経営室及び総務部が担うことで改めて原点に立ち戻り、各課が事務事業を行う際に市民協働や男女共同参画等の視点を持って取り組めるよう周知・啓発を図ることで、長期総合計画で目指している地域づくりに寄与するものと考えている。

間宮：適切な人員配置を要望する。その上で、現状の総務課には相談窓口はない。例えば多文化共生については総務課が相談窓口を持つのか。

企画調整課長：実務については現在と変わらず、内容によって各担当課の窓口でお受けするほか、相談先が分からない場合は、秘書広報課に新たに設置する広聴係での一般相談や、福祉的なご相談については、新たな福祉総務課の相談支援係においても対応する。

間宮：2020年の総務省プランでは、市区町村に地域の実情に応じて多文化共生の推進に係る指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として必要な施策の推進を求めている。我が市も外国人住民は増えている。市長に見解を求める。

市長：組織改正後は、多文化共生や男女共同参画も人権施策の一環とし、総務部において事務を所管する。性別や年齢、国籍、民族、言語の違い、障がいの有無等に関わらず、人権が尊重され、生活習慣、文化、価値観などについての多様性が認められる社会を築いていけるよう、ジェンダー平等や多文化共生の視点をもった市政運営に努めることが大切であると考えます。

間宮：今回の組織改正で、多文化共生があまり重視されなかったことは残念である。

東久留米市議会映像配信

【間宮みきの質問】

http://www.higashikurume-city.stream.jfnet.co.jp/?tpl=speaker_result&speaker_id=33



2月26日(木)から第1回定例議会が開催されます。
是非、録画配信をご視聴ください。

2026年第4回定例議会の議案・請願の賛否抜粋

「東久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は賛成

市長選挙の影響で、従前より第4回定例会の開催が早まったため、国等から十分な情報提供がなく、継続審査にすべきと考えましたが、継続審査にした場合、全自治体での実施が予定されている2026年4月までに、市としての体制が整わなくなる恐れがありました。このため本制度の実施主体である東久留米市が、利用状況や保育の質の確保がされているかなどについて、責任をもって把握すること、また安心して利用出来る制度となるよう、国や東京都に対し声を上げていくよう求めた上で賛成をしました。

会派・議員名 件 名	議 員 間宮・かやま	自 民 ク ラ ブ	公 明 党	共 産 党	宮 川 議 員	引 間 議 員	梶 井 議 員	佐 藤 議 員	岩 崎 議 員
東久留米市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	○
東久留米市立図書館指定管理者の指定について	×	○	○	×	○	○	○	○	○
東久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○	×	○	○	○	○	○
国に対して、「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願	○	×	継続	○	×	継続	○	×	継続
国に対して、「特別支援学級の編制標準の改善を求める」意見書を提出することを求める請願	○	×	×	○	×	×	×	×	趣旨
インボイス制度導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置の継続を求める意見書を政府に送付することを求める請願	○	×	継続	○	×	×	継続	×	継続

1人会派となりました

市民自治フォーラムは、「東久留米市立図書館指定管理者の指定について」に第4回定例会で反対をしましたが、会派を組んでいたかやま議員はこの判断を不服として、12月4日に会派を脱会しました。

間宮みきは今後も変わることなく、みな様の声を大切に、市民福祉の向上のため取組んで参ります。今後ともご支援の程、よろしくお願いいたします。



間宮 みき 連絡先

〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所3階
東久留米市議会 市民自治フォーラム

TEL・FAX 042-471-1286

E-mail sawayaka-miki@mbk.nifty.com

URL <https://www.sawayaka-miki.com/>



ひと・地域・政治をつなぐ

i女のしんぶん

2026年1月1日

第1352号 (1963年2月15日第三種郵便物認可)

毎月10日・25日発行
月額 400円 (送料別) 年間 6,300円 (送料込)
郵便番号 00170-0-99031

発行所 女性会議 (愛知i女のしんぶん)
〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-2 泉園ビル5階
TEL 03(3816)1862/FAX 03(3816)1824
E-mail: onnana-shinbun@josei.jp
<http://www.joseikaigi.com/>



●金井 真紀 KANAI Maki

文筆家・イラストレーター。任務は「多様性をおもしろがること」。著書に『パリのすてきなおじさん』(柏書房)『日本に住んでる世界のひと』(大和書房)『おばあちゃんは猫でテーブルを拭きながら言った世界ことわざ紀行』(岩波書店)『世界はフムフムで満ちている』(ちくま文庫)『デヘランのすてきな女』(晶文社)『戦争とパスタール』(安田浩一氏の共著、亜紀書房)など。「龍民・移民フェス」実行委員。



▲公式サイト

[illegible]

[illegible]

総会・記念講演
&
女性議員パワーアップ集中講座
5/18～5/19 2日連続開催！
どちらもオンライン併用 会場は別です

総会・記念シンポジウム 5月18日（日）14時より16時45分まで

会場：東京ウィメンズプラザ 東京都渋谷区神宮前5-53-67（渋谷駅or表参道駅）

【総会】14:00～15:00

【記念講演】15:10～16:30（予定）

*参加費 500円（記念講演のみ／会員・非会員とも）

女性センターの過去、現在、そしてこれから（仮タイトル）

講師：内藤和美さん（日本女性学習財団理事）

終了後、懇親会を予定

女性議員パワーアップ集中講座 5月19日（月）10時より15時まで

会場：参議院議員会館（予定）

【午前の部】10:00～12:00

学校における性暴力防止への課題（仮タイトル）

講師：石田郁子さん（写真家）

【午後の部】13:00～15:00

CEDAW勧告を活かしてジェンダー施策を進める（仮タイトル）

講師：浅倉むつ子さん（女性差別撤廃条約実現アクション共同代表）

／内閣府男女共同参画局に参加依頼予定

参加費：会 員 議員3000円（ただし町村議員は2000円） 市民1000円

非会員 議員4000円（ただし町村議員は3000円） 市民1500円

■申込み：3月末開始予定。詳細は会員メーリングリストにて、また当連盟ホームページでもお知らせいたします。

■全国フェミニスト議員連盟 メール：infol7@afer-fem.org



「連合東京・地域政策を実現する会」研究会

日 時 2025 年 12 月 17 日（水）13:15～14:30

場 所 アートホテル日暮里 ラングウッド

次 第

■司会 連合東京・地域政策を実現する会

事務局長 藤原 三千春

1. 主催者あいさつ

連合東京・地域政策を実現する会

会長 吉岡 敦士

2. 講 演

テーマ : 「高市政権の抱える課題」と「自・維連立政権の舞台裏」

講 師 : ジャーナリスト 鈴木 哲夫 氏

3. 閉会あいさつ

連合東京・地域政策を実現する会

会長代理 佐藤 重己

以上

月刊自治研 10 2025

創ろう! 市民自治のゆたかな社会

vol.67 no.793

特集

まちの魅力を掘り起こす〈視点〉

岡山県国民健康保険団体連合会



岡山県国民健康保険団体連合会のマスコットキャラクター〈ハレルン〉と

〈地域を支える顔〉

渡邊善之さん

岡山県国民健康保険団体連合会審査支援課再審査処理班主査

とうきょうの自治 Autonomy・Tokyo

NO.138
2025 Autumn



特 *Special edition*
集

子ども・若者の貧困
～貧困の連鎖を断つために～

公益社団法人 東京自治研究センター

A FER

Alliance of Feminist Representatives

Vol.127
2025・11・25発行

編集・制作：AFER編集局
印刷：(有)マサコカンパニー

頒価：1,000円（送料込み）



特集 全国フェミニスト議員連盟 サマーセミナー2025 in 香川

- 02 基調講演
「情報の海で迷わないために」
- 03 パネルディスカッション
「議員活動とメディア」
- 04 第1分科会
「女たちがかたる阪神淡路大震災」
第2分科会
「選択的夫婦別姓と同性婚」
- 05 第3分科会
「いま求められる子どもの支援」
- 06 サマーセミナー2025 in 香川 大会アピール
- 07 オプショナルツアー+勝手なオプショナルツアー
バイオマス資源化センター みとよ
高松市男女共同参画センター など
- 08 2025年 参議院議員選挙について
- 09 全国フェミニスト議員連盟
結成から33年～当時を振り返って～
- 10 女性の権利デーでの新たな出会と
ユースの私にできること
- 11 CEDAW 勧告を無視した
第6次男女共同参画基本計画素案
- 12 告知
第14回 女性議員パワーアップ集中講座
紹介
OP-CEDAW-action ブックレット

「AFER」(アファー)はフェミニズムに根づいた政治と、市民の活動をサポートする運動体、全国フェミニスト議員連盟の機関誌です。運動の目的は全国の議会・公的議決機関の女性比率を50%まで引き上げ、女性の声が政治に反映される社会を作ること。それが実現した社会は、子どもたち、高齢の人、ハンディキャッ

パーなどが、少数者としての不利益を受けない、成熟した社会であることを確信しながら…。日本中で萌え出ている共生の芽を育てましょう。バッグには「AFER」！大切な友人との会話には「クオータ制」のエピソードを！みなさまのお声こそAFERの大切なエッセンス。投書もどんどん送ってください。

公務非正規女性 全国ネットワーク

(はむねっと)

2025 年調査

雇用の安定を求めて！
声を集めて今年も社会へ
届けます。

2025 年 8 月

はむねっとは、2021 年に発足し、その後、毎年アンケートを実施し、結果をもとに公務非正規の現状を伝え、改善を求める活動を行ってきました。なかでも、特に、回答者の 8 割を占めた地方自治体の非正規職員である会計年度任用職員の課題については、この間、総務省や人事委員会に対して改善を求める質問・要望書を送り交渉の場を持つなどの活動を行ってきました。

この 5 年間で、公務非正規問題の報道や国会での質問は格段に増えてきました。昨年 6 月には、人事院が国の期間業務職員の 3 年ごとの公募を不要にし、総務省もそれに続いたため、公募を廃止した省庁、自治体も増えました。しかし、現在も雇用の不安定な状態は続いています。また、今年度は会計年度任用職員制度開始から 6 年目となり、地方自治体では残念ながら 2 回目の「3 年公募」が実施されてしまう可能性がある年にもあたっています。

私たちは、長期的に働きながら、不安定で、正職員との待遇格差が大きい現在の制度の問題をあぶりだし、矛盾だらけの「会計年度任用職員制度」をはじめとした公務非正規の現状を変えたいと考えています。今年度も多くの声が寄せられています。是非、アンケートから現場の声を聞いてください。

公務非正規女性全国ネットワーク

■調査概要

調査タイトル：はむねっとアンケート 2025

雇用の安定を求めて！

声を集めて今年も社会へ届けます。

目的：公務領域で非正規の立場で働く人たちの現状を当事者の声によって明らかにし、状況改善のために役立てるための調査

実施主体：公務非正規女性全国ネットワーク

(はむねっと)

期間：2025 年 5 月 19 日（月）～6 月 22 日（日）

方法：グーグルフォームによるアンケート

対象者：非正規で国の機関や自治体で働いている（働いていた）方。

※既に退職された場合でも、2023 年 4 月から 2025 年 3 月の間に在職されていた方を含む。

※地方自治体が派遣や業務委託、指定管理者など外部委託した職場（役所の窓口、保育園、図書館など）で働く（働いていた）方を含む。

※大学と独立行政法人は、この調査では対象外。

※性別は問わず、広く回答を求めた。

■調査の特徴

- ・現職者や経験者が中心となっている民間のグループが、当事者に呼びかけ実施したアンケート
- ・5 年間継続して調査を実施している（2023 年は「会計年度任用職員」に限定した調査）。
- ・全国の幅広い地域から回答が寄せられた。
- ・国や地方自治体で働く、幅広い職種の方からの回答が寄せられた。
- ・女性からの回答が 9 割
- ・司書（学校司書を含む）からの回答が多い（5 割超）。
- ・2025 年は、会計年度任用職員制度が導入されて 6 年目となり、一部地域では、現職を含む働き手の 2 回目の公募が実施される可能性が高い。一方で、2025 年 6 月 25 日には、総務省が事務処理マニュアル（第 2 版）の改正を通知し、地方自治体に対して、会計年度任用職員の給与水準について「必ずしも上限を設ける必要はない」に修正された。しかし、マニュアルでは、「再度の任用」に関しては変更がなく、雇用不安は続いている。

■調査結果概要（新設した設問★）

回答数 484 件 有効回答 480 件

●回答者属性

- ・回答者性別・女性が 94%
- ・10 代から 66 歳以上まで幅広い年代から回答あり。もっとも回答が多いのが 50 代で 38%。次いで 40 代の 25%（40～50 代で全体の 6 割）



7.25 女性の権利デー2025

女性差別撤廃条約批准
40周年記念シンポジウム

女性の権利を国際基準に！



やっぱり必要！ 独立した国内人権機関

OP
CEDAW
ACTION!

女性の権利を
国際基準に

女性差別撤廃条約実現アクション

2025